

税制上の優遇措置について（個人の方）

■所得税の控除

「税額控除」または「所得控除」のいずれかの制度をご選択いただき、所得税の寄付金控除の措置を受けることができます。下記①の「税額控除」は、所得税率に関わらず所得税額から直接控除されるため、多くの場合において②「所得控除」よりも減税効果が大きくなります。詳細につきましては、所轄税務署にお問い合わせください。

①税額控除

$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{所得税額からの控除額 (還付額)}$

【例】課税所得 600万円の方が 3万円ご寄付された場合

$(30,000 - 2,000) \times 40\% = 11,200 \text{円}$ が、確定申告すれば還付されます。

※ 所得税控除額は、所得税額の25%が限度

※ 寄付金額は寄付者の総所得の40%が限度

②所得控除

$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) = \text{課税所得金額からの控除額 (還付額)}$

【例】課税所得 600万円の方が 3万円ご寄付された場合

$(30,000 - 2,000) \times \text{税率}(20\%) = 5,600 \text{円}$ が、確定申告すれば還付されます。

※ 寄付金額は寄付者の総所得の40%が限度

寄付金による所得税の還付額の目安表

| 課税所得金額 | 500万円 | | 600万円 | | 700万円 | | 800万円 | | 900万円 | | 1000万円 | |
|--------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 還付金額 (単位: 円) | | | | | | | | | | | |
| 寄付金額 | ①税額控除 | ②所得控除 | ①税額控除 | ②所得控除 | ①税額控除 | ②所得控除 | ①税額控除 | ②所得控除 | ①税額控除 | ②所得控除 | ①税額控除 | ②所得控除 |
| 1万円 | 3,200 | 1,600 | 3,200 | 1,600 | 3,200 | 1,840 | 3,200 | 1,840 | 3,200 | 1,840 | 3,200 | 2,640 |
| 3万円 | 11,200 | 5,600 | 11,200 | 5,600 | 11,200 | 6,440 | 11,200 | 6,440 | 11,200 | 6,440 | 11,200 | 9,240 |
| 5万円 | 19,200 | 9,600 | 19,200 | 9,600 | 19,200 | 11,040 | 19,200 | 11,040 | 19,200 | 11,040 | 19,200 | 15,840 |
| 10万円 | 39,200 | 19,600 | 39,200 | 19,600 | 39,200 | 22,540 | 39,200 | 22,540 | 39,200 | 22,540 | 39,200 | 32,340 |
| 30万円 | 119,200 | 59,600 | 119,200 | 59,600 | 119,200 | 68,540 | 119,200 | 68,540 | 119,200 | 68,540 | 119,200 | 98,340 |
| 50万円 | 143,125 | 99,600 | 193,125 | 99,600 | 199,200 | 114,540 | 199,200 | 114,540 | 199,200 | 114,540 | 199,200 | 164,340 |
| 100万円 | 143,125 | 199,600 | 193,125 | 199,600 | 243,500 | 229,540 | 301,000 | 229,540 | 358,500 | 229,540 | 399,200 | 329,340 |

※ 欄が有利な還付額になります。

※ この表における課税所得金額は、便宜的に、所得金額（給与などの収入金額・給与所得控除額）から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除などの合計額を控除した金額としています。

※ 還付額は、個人の所得金額、各控除額により異なりますので、上記の目安表は、あくまで参考としてお取り扱いください。

■個人住民税控除

（大阪府・大阪市・吹田市にお住まいの方のみ）

ご寄付いただいた年の翌年1月1日時点で大阪府、大阪市、吹田市のいずれかにお住まいの方は、個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。くわしくは、各自自治体にお問い合わせください。

$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{※}^1 \text{住民税控除率} = \text{住民税控除額}$

※¹ 住民税控除率は以下のとおりです

《大阪市内在住の方》府民税分2% 市民税分8%

《吹田市内在住の方》府民税分4% 市民税分6%

《大阪府在住(大阪市、吹田市以外)の方》府民税分4% 市民税分なし

※ 寄付金額は寄付者の総所得の30%が限度

■確定申告の手続きについて

所得税・住民税ともに、ご寄付をいただいた翌年の確定申告期間中に、所轄の税務署で確定申告をしていただくことで、還付を受けることができます。なお、確定申告の際には、本学園で寄付金ご入金を確認次第ご送付いたします以下の書類が必要となります。

- 寄付金領収書
- 寄付金受領証明書（大阪府、大阪市、吹田市にお住まいの方のみ）
- 寄付金控除に係る証明書（写）

※ 大阪府、大阪市、吹田市のいずれかにお住いの方で、所得税の確定申告をせず個人住民税の控除のみを受ける場合は、寄付金受領証明書を添えて当該市区町村へ住民税の申告を行うこととなります。